平成２９年（フ）第３３５号
兵庫県尼崎市大西町３丁目９番18号　シャトルヨネ411
債務者　石川　祐加
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３７号
兵庫県西宮市山口町下山口３丁目４番47―401号
債務者　大島　友三
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５号
佐賀市紺屋町１番10号　オメガシティ210、前住所佐賀県神埼市神埼町鶴2950番地２　かんざき日の隈寮
債務者　石井　英夫
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
福島県郡山市富田町字向山77―８、住民票上の住所福島県郡山市日和田町字姥懐８番地の20
債務者　鈴木　賢一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
福島県郡山市逢瀬町多田野字河田堀110番地の２
債務者　橋本　昌征
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
高知県宿毛市自由ケ丘11番６号
債務者　堀岡　真代
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１２２号
福岡県久留米市三潴町西牟田4424番地４
債務者　泉　　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２４号
福岡県久留米市田主丸町石垣245番地
債務者　上野あい子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２５号
福岡県久留米市六ツ門町３番地62　東峰マンションアーバンクルーザー六ッ門703号
債務者　豊田　二郎
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６０号
愛知県半田市港町２丁目93番地の１
債務者　白沢　高寛
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４５号
名古屋市中区新栄１丁目11番４号　ミーム東新町401号、従前の住所東京都品川区旗の台４丁目５番13号　セゾン・ド・旗ノ台203
債務者　木村　孝一
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９３号
名古屋市緑区潮見が丘２丁目82番地の１
債務者　松岡　和克
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９４号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字砂水28番地２フレンドハウス56　212号、従前の住所愛知県半田市郷中町１丁目24番地
債務者　脇山　文和
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４２号
名古屋市天白区島田５丁目1203番地　コーポ橘101号
債務者　南　　憲文
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０２号
名古屋市緑区浦里４丁目63番地　県営鳴海住宅２街区10棟103号
債務者　坂元利惠子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１１号
名古屋市中川区松葉町５丁目25番地　トレンツマンション105号
債務者　勝又百合子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３４号
熊本市東区新南部４丁目１番５号　セントラルハイツ208号、前住所熊本市東区御領３丁目８番28号　レインボーブリッジⅠ202号
債務者　前田より子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係